

宿泊施設の容積率緩和方針を策定しました

観光立国の推進に寄与する宿泊施設の整備促進に向けた取組として、本年6月に、国土交通省から地方公共団体へ、宿泊施設の容積率緩和に関する通知が出されました。

本市としても、ラグビーワールドカップ2019や東京2020オリンピック・パラリンピックを契機として、良質な宿泊施設の立地による来訪者の滞在環境の向上を図っていくため、10月3日から11月1日までの市民意見公募等を経て、宿泊施設の容積率緩和方針を策定しました。

適用制度のうち、高度利用型地区計画、再開発等促進区、都市再生特別地区については、運用を開始します。また、審査基準等を定めている高度利用地区、特定街区、横浜市市街地環境設計制度については、随時基準改正を行った後、運用を開始します。

1 適用制度

国の通知	本市の考え方
以下の都市計画制度	左欄アからエに加え、以下の制度も対象とする。
ア 高度利用型地区計画	オ 都市再生特別地区
イ 再開発等促進区	(都市計画制度)
ウ 高度利用地区	カ 横浜市市街地環境設計制度
エ 特定街区	(建築基準法第59条の2に基づく容積率緩和制度)

2 容積率緩和の考え方

宿泊施設部分の床面積の合計の当該建築物の延べ面積に対する割合に応じて、指定容積率の1.5倍以下、かつ、指定容積率に300%を加えたものを上限として緩和する（国土交通省による通知に準ずる）。

ただし、横浜市市街地環境設計制度については100%を加えたものを上限として緩和する。

3 適用地域

都心臨海部及び新横浜駅北部（裏面参照）

4 適用宿泊施設

ア 周辺交通への配慮	敷地が幅員12m以上の道路に接し、かつ、その接する部分に主要な出入口を設けたもの。また、観光バスの発着が想定される施設においては、周辺道路交通への影響に配慮しているもの。
イ 客室面積	客室数の7割以上について、客室面積が20㎡以上のもの
ウ 外国人宿泊者への配慮	外国人宿泊者の良質な滞在環境の提供に配慮したもの
エ その他基準	専ら異性を同伴する客の宿泊の用に供する施設でないもの

お問合せ先

都市整備局企画課長 堀田 和宏 Tel 045-671-2005

